

## 岸和田市広告パートナー登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市広告収入事業実施要綱（平成20年9月1日施行。以下「事業要綱」という。）第4条の2の規定に基づく登録の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の先行募集)

第2条 市長は、広告枠を定額で販売する等価格競争が起こらない場合（広告料を徴収する代わりに広告が掲載された現物の提供を受ける場合も含む。）に限り、事業要綱第4条の2の規定により広告主の候補者として市長の登録を受けた者（以下「広告パートナー」という。）に対し、他の民間企業等に対する募集に先行して広告掲載の募集をすることができる。この場合において、広告パートナーからの応募数が募集に係る広告枠数に不足するときは、その不足した広告枠数をもって他の民間企業等に対する広告掲載の募集を行うものとする。

### (入札等の周知)

第3条 市長は、入札や見積り合わせ等により広告主を公募する際は、広告パートナーに対し、募集開始後、電話、メールその他の方法により、募集内容を周知するよう努めるものとする。

### (登録の手続)

第4条 登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 岸和田市広告パートナー登録申請書兼同意書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 誓約書（岸和田市暴力団排除条例関係）（様式第2号）
- (3) 委任状（様式第3号）（契約業務等を本店ではなく、支店（営業所）等にて行う場合のみ提出）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、市長は、当該申請者が事業要綱第4条各号に該当しない者であるかどうかを審査し、当該該当しない者を広告パートナーとして登録するものとする。

3 市長は、広告パートナーを登録したときは、当該広告パートナーに対し岸和田市広告パートナー登録通知書（様式第4号）により通知するとともに、当該広告パートナーの名称、所在地等を市のウェブサイトに掲載するものとする。

4 広告パートナーは、第5条に定める登録の有効期間内に、申請した登録内容に変更が生じた場合は、速やかに岸和田市広告パートナー登録内容変更届（様式第7号）により市長へ届け出るものとする。

### (登録の有効期間)

第5条 前条の登録の有効期間は、岸和田市広告パートナー登録通知書を通知した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

### (登録の解除)

第6条 広告パートナーは、その登録の解除を受けようとするときは、岸和田市広告パートナー登録解除届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 広告パートナーが次のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、岸和田市広告パートナー登録取消通知書（様式第6号）を交付し、当該登録を取り消すものとする。

(1) 事業要綱第4条各号の規定に該当する場合

(2) 虚偽の申請、報告等により登録を受けた場合

(その他)

第7条 前各条に掲げるもののほか、広告パートナーの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱施行前に登録した広告パートナーの登録有効期間については、施行日から1年とする。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

岸和田市長 様

申請者 所在地  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

実印

## 岸和田市広告パートナー登録申請書兼同意書兼誓約書

岸和田市広告パートナー登録制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告パートナーの登録を申請します。

また、申請にあたり下記の同意書兼誓約書欄の全事項に同意し遵守することを誓約します。

|  |        |  |        |
|--|--------|--|--------|
| (フリガナ)   |        |  |        |
| 商号又は名称   |        |  |        |
| 所在地  | 〒      |  |        |
| 業 種  |        |  |        |
| 業務内容※ <sup>1</sup>   |        |  |        |
| ホームページアドレス   |        |  |        |
| 希望する広告媒体※ <sup>2</sup><br>(非公開)  |        |  |        |
| 所在地・担当部署<br>・担当者名 (非公開)  | 〒      |  |        |
| 担当者連絡先<br>(非公開)  | 電話番号   |  | FAX 番号 |
|  | E-mail |  |        |
| 同意書兼誓約書欄   |        |  |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・私は、岸和田市広告パートナーの登録又は登録の変更を申請するに当たり、申請時から登録期間終了までの間において、市長が以下①②の課税状況及び納税状況を確認することに同意します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①岸和田市が事業所（本店・支店等）に対して課税する市税</li> <li>②岸和田市が代表者に対して課税する市税</li> </ul> </li> <li>・私は、申込みに当たり、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条各号の規定に該当しないことを誓約します。なお、岸和田市広告パートナーに登録された後に、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条各号のいずれかに該当することとなった場合又は申請書類の記載事項に相違があった場合は、広告パートナーの登録が解除されても異議はありません。</li> </ul> |        |  |        |

- ※ 免許、許可等を要する事業を営む者にあつては、当該免許、許可等を証する書面の写しを添付してください。
- ※ 商号又は名称、所在地、業種、業務内容及びホームページアドレスは市のウェブサイトに掲載します。
- ※<sup>1</sup> 事業概要がわかる書類やパンフレット等の添付でも構いません。
- ※<sup>2</sup> 希望する広告媒体以外であっても募集又は募集内容の周知をすることがあります。以後の募集等が不要な場合は、当該募集等を行った本市担当課にその旨ご連絡ください。

様式第2号（第4条関係）

誓約書

私は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市広告収入事業実施要綱に基づき、広告収入事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札・契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、岸和田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岸和田市から大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明した場合には、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、岸和田市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が岸和田市の市有財産等を広告掲載のために媒体として活用する際に、広告物の制作及び掲出等を他の企業等へ委託する場合又は当該市有財産等への広告掲載を他の企業等へ斡旋し販売する場合は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者を委託先又は斡旋先の企業等から排除します。
- 6 前項の委託先又は斡旋先の企業等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明し、岸和田市から委託等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 7 私は、岸和田市との契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、岸和田市長に報告し、所管警察署に届出します。

岸和田市長 様

年 月 日

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

生年月日

年 月 日生

実印

○岸和田市暴力団排除条例（抜粋）

（参 考）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
  - (6) 公共工事等及び売払い等について契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加資格の登録を希望する者又は契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○岸和田市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

岸和田市長 様

委 任 状

（委任者） 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

次の者を受任者と定め、下記権限を委任します。

（受任者） 営業所等の所在地

営業所等の名称

受 任 者 職 氏 名

受任者の  
契約時  
使用印

記

1. 委任事項 広告収入事業に係る広告パートナー登録・解除、応募、契約、履行及び広告料支払い等に関する一切の件
2. 委任期間 岸和田市広告パートナーの登録期間中

- ・この委任状は、岸和田市における広告収入事業に係る契約業務等を本店ではなく、支店（営業所）等にて行う場合必要です。
- ・この委任状における委任者は本店の代表者（会社の代表権者）、受任者は支店（営業所）等の代表者（支店長、営業所長など）となります。

様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

岸和田市長

⑩

岸和田市広告パートナー登録通知書

岸和田市広告パートナーとして登録したので、岸和田市広告パートナー登録制度実施要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

- ※ 岸和田市広告パートナー登録の期間内に本登録を解除したい場合は、様式第5号「岸和田市広告パートナー登録解除届」を提出してください。
- ※ 岸和田市広告パートナー登録の期間内に申請書の内容に変更が生じた場合は、様式第7号「岸和田市広告パートナー登録内容変更届」を提出してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

岸和田市広告パートナー登録解除届

岸和田市広告パートナーの登録の解除を受けたいので、岸和田市広告パートナー制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

(届出者) 所 在 地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

実印又は  
受任者の  
契約時使用印



様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

岸和田市長

印

岸和田市広告パートナー登録取消通知書

岸和田市広告パートナー制度実施要綱第6条第2項の規定に基づき、岸和田市広告パートナーの登録を取り消したので通知します。

記

登録取消の理由<sup>(注)</sup>

(注) 要綱第6条第2項中の該当する号及び具体的な取消理由を記載する。

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
担当者連絡先

(押印不要)

岸和田市広告パートナー登録内容変更届

岸和田市広告パートナー登録制度実施要綱第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり  
広告パートナーの登録内容の変更を届出ます。

記

| 変更する項目 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----|-----|
|        |     |     |
|        |     |     |
|        |     |     |
|        |     |     |
|        |     |     |